令和８年度　下水道管路施設調査点検業務委託　標準仕様書

１．総　則

1.1　適用範囲

（１）この仕様書は、ストックマネジメント基本計画に定められた下水道管路施設の点検・調査工（以下「点検・調査」という。）に適用する。

（２）図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

（３）仕様書、特記仕様書及び図面(以下「設計図書」という。)に疑事が生じた場合は、当町及び受注者との協議により決定する。

1.2　法令等の遵守

（１）受注者は、点検・調査を施工するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに町市が他の企業と締結している協定等を遵守すること。労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、建設業法、道路法、下水道法、道路交通法、環境基本法、騒音規制法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、長野県環境確保条例等

（２）使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の責任の下で行うこと。
なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

1.3　提出書類

（１）受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上本委託に着手すること。

ア　着手届
イ　業務責任者通知書
ウ　工程表
エ　点検・調査計画書
オ　写真撮影計画書
カ　職務分担表

提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

（２）受注者は、点検・調査工が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

ア　完了届
イ　点検・調査結果の報告書一式
ウ　支払請求書
エ　その他監督員が指示するもの

（３）受託者は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づき、業務用カルテを作成し、監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに提出するとともに（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

ア　受注時

イ　完了登録時

ウ　業務中に受注時登録データの変更があった場合。

1.4　官公署への手続き

受注者は、契約締結後速やかに道路使用等について、関係官公署に届出を行い、又は許可申請を行ってその許可を受けること。

1.5　現場体制

（１）受注者は、契約締結後速やかに点検・調査工の技術及び経験を有する業務責任者を常駐させて所定の業務に従事させること。

（２）管路内の作業を行う場合には、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。

（３）受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。

（４）受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

1.6　下請負人の届出

（１）受注者は、作業の一部を下請負させる場合、着手に先立ち「下請負状況通知書」により、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届出ること。作業期間中に、変更する場合も同様とする。

（２）作業の施工につき、著しく不適当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。この場合直ちに必要な措置を講ずること。

1.7　地先住民等との協調

（１）受注者は、点検・調査工を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し理解と協力を得ること。

（２）受注者は、地先住民等からの要望、もしくは交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

（３）受注者は、いかなる理由があっても、地先住民から報酬、手数料等を受けてはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記行為の内容について十分指導監督すること。
（４）使用人が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任をとること。

1.8　損害賠償及び保障

（１）受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告しその指示を受けるとともに、速やかに原形に復旧すること。
（２）受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

1.9　工程管理

（１）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
（２）作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日(土曜、日曜、祝日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

1.10　作業記録写真

受注者は、作業記録写真と電子データを作成し、作業が完了したときに、監督員に提出すること。

撮影頻度は１日１か所の割合で撮影すること。なお、撮影方法については、「点検・調査計画書」に掲載し監督員の承諾を受けること。

2．安全管理

2.1　一般事項

（1）受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、各種法律の定めるところに従い、防止に必要な措置を講ずること。

（2）作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。

（3）事故防止を図るため、安全管理については「点検・調査計画書」に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.2　安全教育

受注者は、点検・調査に従事するものに対して定期的に安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。また、労働安全衛生法施行規則で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務についての教育を行うこと。

2.3　労働災害防止

（1）現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常に点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（2）マンホール、管渠等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、作業主任者の指示に従い、作業開始前と作業中は、常時酸素欠乏空気、有毒ガスの測定を行い、換気に努めること。また、呼吸用保護具を常備しておくこと。
なお、測定結果は記録保存し、監督員が指示を求めた場合は指示に従うこと。

（3）点検・調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

（4）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

2.4　公衆災害防止

（1）点検・調査中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理につとめ、現場の保安対策を講ずること。

（2）点検・調査現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通の安全の確保に努めること。

（3）点検・調査区域内には交通整理員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うこと。

（4）点検・調査に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。

（５）前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

2.5　その他

（１）受注者は、点検・調査に当たって下水道施設又はガス管の付近では絶対に裸火を使用しないこと。

（２）万一事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

（３）前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過、及び被害内容を調査のうえその結果を書面により直ちに届け出ること。

3．点検・調査工

3.1　一般事項

（1）受注者は、「点検・調査計画書」に点検・調査か所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで点検・調査に着手すること。

（2）点検・調査に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（3）作業にあたり仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。

（4）受注者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法、及び長野県環境確保条例等の関係法令を遵守するための必要な措置を講ずること。

（5）受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

（6）点検・調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂で汚染させないこと。万一汚染させた時は、点検・調査終了の都度、洗浄・清掃をすること。

（7）点検・調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、清掃を行うこと。

3.2　点検・調査工

（1）点検・調査工

受注者は、点検・調査にあたり、事前に次の事項を記載した「点検・調査計画書」を提出すること。

①点検・調査概要

②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③点検・調査計画（使用機器、点検・調査方法、実施工程等）

④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）

⑤その他　監督員の指示する事項

（2）点検・調査機材

点検・調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

（3）点検・調査時間

点検・調査の実施に当たっては、道路使用許可条件を遵守すること。

3.3　報告書

提出する成果品は、特記仕様書に定めるとおりとする。

4．その他

4.1　点検・調査の完了

点検・調査を完了し、所定の書類が提出された後、当町検査員の検査をもって完了とする。

4.2　検査

受注者は、検査のために必要な資料・報告書・写真等を提出すること。

4.3　その他

（1）作業か所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

（2）設計図書に特に明示していない事項であっても、補修作業上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

（3）その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。